



弁護士法人 かける法律事務所  
Kakeru LPC

# 弁護士報酬規程

施行日：2020年11月 1日

改訂日：2021年 8月27日

# 第1編 総則

## 第1条（目的）

本規定は、弁護士法人かける法律事務所又は同弁護士法人に所属する弁護士（以下総称して「弁護士法人等」といいます。）が、依頼者（以下「お客様」といいます。）に弁護士法人等が提供する業務（以下「本サービス」といいます。）によって発生する報酬（以下「利用料金」といいます。）、事務手数料及び実費（以下総称して「利用料金等」といいます。）に関する標準を示すことを目的とします。

## 第2条（利用料金等の説明）

1. 弁護士法人等は、お客様に対し、本サービスの提供に際して、利用料金等について、十分に説明します。
2. 弁護士法人等は、お客様に対し、本サービスを提供する際、利用料金等を確認するために、速やかに書面やデータ（委任契約書を含み、総称して「委任契約書等」といいます。）を作成します。ただし、委任契約書等を作成することが困難な事情があるときは、委任契約書等を作成しないことがあります。
3. 委任契約書等には、本サービスの対象範囲、利用料金等の額及び支払時期その他の特約事項を記載します。

## 第3条（利用料金等の支払）

お客様は、本サービスの提供に際して、本規定に従い、お客様と弁護士法人等との間で合意した①利用料金、②事務手数料、③実費及び④預り金を支払わなければなりません。

## 第4条（利用料金）

1. お客様は、本サービスの提供に際して、本規定で定める報酬標準に従い、お客様と弁護士法人等との間で合意した利用料金を支払わなければなりません。
2. 出張日当及び出張日当の標準金額は、55,000円/日とします。

## 第5条（事務手数料）

1. お客様は、弁護士法人等に対し、本サービス提供に際して事務手数料（実費概算額）22,000円をお支払いいただきます。
2. 事務手数料は、手続（例えば、交渉→調停→裁判）又は審級（第1審→控訴審）ごとに発生します。
3. 事務手数料には、委任事件の遂行のために必要となる実費（ファイル作成費用、システム登録費用、印刷費、郵送費用、内容証明郵便作成費用、交通費、謄写費用等）が含まれます。
4. 事務手数料は、いかなる理由を問わず、返金できません。

## 第6条（実費）

1. お客様は、弁護士法人等に対し、事務手数料とは別に、3,000円/回を超える実費（新幹線代、飛行機代、交通費、タクシー代、ホテル代等）をお支払いしていただきます。
2. 印紙代、予納金、供託金、弁償金、和解金等は、事務手数料には含まれませんので、別途、お

支払いいただき、弁護士法人等は立替払いしません。

3. 本サービスの提供に際して、弁護士以外の専門家による協力が必要な場合、お客様の同意を得たうえで当該専門家の協力を得ることがあります。この場合、当該専門家に要する費用をお客様に負担していただきます。

#### **第7条（利用料金等の支払方法）**

1. 利用料金等は、以下の方法でお支払いいただけます。ただし、本サービスの性質及び内容によっては、ご利用いただけない場合もありますので、ご注意ください。
  - ① 現金支払
  - ② 銀行振込
  - ③ クレジットカード払い
  - ④ P a y p a y 払い
  - ⑤ 自動引落（N S S 日本システム収納）
2. 銀行振込の場合、弁護士法人等から請求書を発行します。当該請求書に従い、お振込みください。振込手数料は、お客様にご負担いただきます。
3. 破産・個人再生・債務整理案件では、クレジットカード払いを利用できません。
4. P a y p a y 払いの決済上限は、250,000円／回となります。

#### **第8条（預り金）**

1. 弁護士法人等は、お客様に対し、利用料金等の支払を担保するために、必要に応じて、預り金を請求することがあります。お客様は、弁護士法人等の請求に従い、預り金をお支払いいただく必要があります。
2. 弁護士法人等は、利用料金等に関し、お客様から受領する預り金返還債務等と相殺し、清算することができます。

#### **第9条（利用料金等の増額）**

1. 本サービスの対象が、特に重大又は複雑で、その困難を伴い、その業務が膨大又は長期になり、本規定によって利用料金の適正妥当な額が算定できないときは、お客様と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができます。
2. お客様の要望又は承諾に従い、弁護士が追加されるときは、弁護士法人等は、その額を適正妥当な範囲内で増額することができます。

#### **第10条（委任契約の中途終了）**

委任契約に基づく本サービスの処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、弁護士法人等は、お客様と協議のうえ、サービス提供の状況に応じて、利用料金及び実費の全部又は一部を請求します。

#### **第11条（消費税）**

1. 本規定に定める利用料金額は、消費税法及び地方税法に基づき、弁護士法人等のサービス提供につき課せられるべき消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額（同額を含まない利用料金額に消費税及び地方消費税の合計税率を乗じて算出される額をいい、以下「消費税相当額」といいます。）を含んでいます。ただし、税別と明示される場合、この限りではありません。

2. サービス提供中に法改正等により消費税及び地方消費税の合計税率（現在 10%）が変更された場合、請求時の税率によって算定される消費税相当額との差額に相当する額を加算して請求いたします。

### **第 12 条（本規定の変更）**

本規定の内容は、随時、変更することがあり、その変更内容は弁護士法人等のウェブサイトで開催するものとします。

### **第 13 条（本規定外事項）**

1. 本規定に規定されていないサービスに関する利用料金は、本規定に準じて利用料金をお客様に個別に提案します。
2. 本規定に定めがない事項又は本規定の解釈に疑義が生じる場合、日本弁護士連合会が定めた報酬等基準規定（旧日本弁護士連合会報酬規定・2004年4月1日廃止）に準じます。
3. 本規定の内容と委任契約の内容が異なる場合、委任契約の内容が優先されます。

## 第2編 法人向けサービス

### 第14条（法人向けサービス）

弁護士法人等は、法人・事業主のお客様に対して、以下のサービスを提供します。

- ① 法務コンサルティング
- ② 顧問契約
- ③ 紛争・訴訟の対応（第4編に規定）
- ④ 破産・事業再生
- ⑤ 契約書・規約の作成

### 第15条（法務コンサルティング）

1. 法務コンサルティングの利用料金は、以下のとおりです。

	品目	内容	標準料金	支払時期
1	時間制報酬（タイムチャージ報酬）	サービス提供に要した時間数に、1時間当たりのサービス提供単価を乗じて算出される金額	38,500円/時間	毎月月末締め、翌月25日払い
2	鑑定報酬（意見書作成料）	特定の事項に対する法律上の判断・意見を示した書面（鑑定書・意見書）の作成に対する対価	275,000円/通（A4・5枚以内）	依頼時に50% 完了時に50%
3	調査料（リーガルリサーチ料）	リーガルリサーチ（法的分析、判例調査、法的文献の調査）に要する費用	275,000円/件（A4・5枚以内）	依頼時に50% 完了時に50%
4	書類手数料（警告書作成料）	警告書等通知文書の作成に要する費用	275,000円/件（A4・5枚以内）	依頼時に50% 完了時に50%

2. 前項の2、3及び4のサービスに関し、A5・5枚を超える場合、1枚につき33,000円/枚の利用料金が加算されます。

## 第16条（顧問契約）

1. 顧問契約の内容及び利用料金は、以下のとおりです。

顧問契約				
サービス内容\プラン	お試しプラン	ベーシックプラン	スクエアプラン	キューブプラン
月額料金	3万3000円	5万5000円	11万円	22万円
サービス提供時間/月(※1)	1時間	2.5時間	5時間	8時間
超過分タイムチャージ (3万8500円/時)の割引	5%オフ	10%オフ	25%オフ	30%オフ
プロジェクト対応件数/年(※2)	1件	2件	3件	4件
会社訪問等/年(※3)	-	2回	4回	6回
利用料金の割引(※4)	-	8%オフ	10%オフ	15%オフ
役員・従業員の無料法律相談/年	-	-	3件	3件
役員・従業員の利用料金の割引	-	-	10%オフ	15%オフ
内部通報窓口の設置	-	-	◎	◎
顧問法律事務所としての対外的な表記	-	-	◎	◎
グループ会社への対応	-	-	-	◎
土日祝日・営業時間外の対応	-	-	-	◎

お客様のニーズに即した「カスタマイズプラン」もご提案できます。お気軽にご相談ください。

※1 サービス提供時間には、電話・Eメール・チャット・面談による法律相談、契約書・覚書のチェック・修正が含まれます。  
※2 プロジェクト対応には、①契約書・覚書・利用規約の作成、②警告書（内容証明郵便等）の作成・送付、③リーガルリサーチ、④意見書・報告書の作成、⑤新規プロジェクトのサポート、⑥紛争・リスク案件のサポートが含まれます。ただし、紛争・訴訟における代理交渉は含まれません。  
※3 会社訪問等には、契約・取引交渉、取締役会・経営会議・プロジェクト会議への立会又はオンライン参加が含まれます。  
※4 顧問契約の対象外サービスに関し、弁護士法人かける法律事務所の弁護士報酬規定で定める利用料金を割り引きます。

- 顧問料は当月払いとし、支払期限を毎月25日までとします。顧問料の支払方法は、原則として自動引落（NSS日本システム収納）とします。
- 顧問契約の最少契約期間は6か月とします。
- 顧問契約開始した6か経過後、お客様は、事前の通知によって、いつでも顧問契約を解約できます。この場合、解約通知日の翌々月まで顧問料が発生します。

## 第17条（破産申立）

- 法人・事業主の破産申立の料金は、以下のとおりとします。以下の料金には、3回分までの出廷日当及び出張日当が含まれます。

基本料金 165万円＋債権者数×55,000円

- 負債総額3億円を超える場合、事業規模及び負債総額を考慮して、お客様に個別に提案し、協議します。

## 第18条（私的整理・リスケジュールリング）

事業規模及び負債総額を考慮して、お客様に個別に提案し、協議します。

### 第19条（民事再生）

事業規模及び負債総額を考慮して、お客様に個別に提案し、協議します。

### 第20条（契約書の作成料金等）

1. 契約書や規約（以下「契約書等」といいます。）の作成は、以下のとおりとします。

	品目	内容	標準料金	支払時期
1	契約書データ提供料	弁護士法人等が管理する契約書や利用規約書のひな形を提供することに対する対価	110,000円/通	データ提供時
2	契約書作成料	お客様のニーズや希望に対応して契約書や利用契約を作成することに対する対価	275,000円/通（A4・16枚以内）。ただし、2通目以降は50%割引となります。	依頼時に50% 完了時に50%

2. 契約書や利用規約がA4・16枚を超える場合、A4・1枚につき16,500円/枚が追加で発生します。

3. 契約書や利用規約の作成期間が2か月を超える場合、別途、追加料金（110,000円/月）が発生します。

## 第3編 個人向け

### 第21条（個人向けサービス）

弁護士法人等は、個人のお客様に対して、以下のサービスを提供します。

- ① 法律相談
- ② ホームロイヤー
- ③ 紛争・訴訟の対応（第4編に規定）
- ④ 破産・個人再生
- ⑤ 成年後見・相続

### 第22条（法律相談）

1. 法律相談料は、以下のとおりとします。

初回法律相談 22,000円/時間（支払時期：法律相談時）

2回目以降の法律相談 33,000円/時間（支払時期：法律相談時）

出張法律相談 55,000円/日（支払時期：法律相談時）

2. 前項の法律相談料には相談日から2週間以内の電話又はメール、チャットによる問い合わせ対応や提案書（見積書を含む。）の作成費用も含まれます。
3. 出張法律相談55,000円/日は、初回も同様の金額となります。
4. 初回法律相談から実際にサービスを依頼された場合、初回の法律相談料は不要となります。
5. 法律相談料は、法律相談時にお支払いください。
6. 法律相談では、別途、事務手数料（22,000円/件）が発生しません。

### 第23条（ホームロイヤー/個人向け顧問契約）

1. ホームロイヤーの内容及び料金は、以下のとおりです。

ホームロイヤー				
サービス内容\プラン	お試しプラン	ベーシックプラン	スクエアプラン	キューブプラン
月額費用	2万2000円	3万3000円	5万5000円	7万7000円
サービス提供時間/月(※1)	1時間	1時間	2時間	3時間
超過分タイムチャージ (38,500円/時)の割引	5%オフ	10%オフ	25%オフ	30%オフ
利用料金の割引(※2)	-	5%オフ	12%オフ	15%オフ
親族・知人の無料法律相談/年	-	1回	2回	3回
出張相談/年	-	-	2回	3回
相続人・財産の調査、遺言・遺産分割協議書の作成	-	-	◎	◎
財産管理	-	-	◎	◎
遺言執行人・後見人候補者	-	-	◎	◎

お客様のニーズに即した「カスタマイズプラン」も提案できます。お気軽にご相談ください。

※1 サービス提供時間には、電話・Eメール・チャット・面談による法律相談、契約書・覚書のチェック・修正が含まれます。  
※2 ホームロイヤーの対象外サービスに関し、弁護士法人が定める法律事務所の弁護士報酬規定で定める利用料金を割り引きます。親族の相談案件にも適用できます。

2. ホームロイヤール利用料金は当月払いとし、支払期限を毎月25日までとします。ホームロイヤール利用料金の支払方法は、原則として自動引落（NSS日本システム収納）とします。
3. ホームロイヤール契約の最少契約期間は6か月とします。
4. 6か月経過後、お客様は、事前の通知によって、いつでもホームロイヤール契約を解約できます。この場合、解約通知日の翌々月まで顧問料が発生します。

#### **第24条（消滅時効の援用通知書の作成及び代理送付）**

1. 消滅時効の援用通知書の作成及び代理送付は、38,500円/件（支払時期：依頼時）となります。
2. 消滅時効の援用通知書の作成及び代理送付では、別途、事務手数料（22,000円/件）が発生しません。

#### **第25条（債務整理）**

1. 債務整理の料金は、以下のとおりとなります。

着手金：

債権者の数×22,000円（支払時期：依頼時）

報酬金（支払時期：解決時）：

- ① 解決報酬金 債権者の数×33,000円
- ② 減額報酬金 返済減額分の8%
- ③ 過払金報酬金 回収金額の20%

2. 債務整理では、別途、事務手数料（22,000円/件）が発生しません。

#### **第26条（破産申立）**

1. 破産申立の料金は、以下のとおりとなります。ただし、債権者が10社を超える場合、債権者1社につき、22,000円/社を加算します。

- ① 同時廃止 33万円（支払時期：依頼時）
- ② 管財事件 44万円（支払時期：依頼時）

2. 前項の料金には、出張日当又は出廷日当2回分が含まれますが、3回目以降は別途、出張日当又は出廷日当（5万5000円/回）が発生します。
3. 管財事件の場合は予納金（最低20万円程度）が別途必要となります。

#### **第27条（個人再生申立）**

個人再生申立てにおける料金は、以下のとおりとなります。ただし、債権者が10社を超える場合、債権者1社につき、22,000円/社を加算します。

- ① 住宅ローン条項なし 44万円（支払時期：依頼時）

② 住宅ローン条項あり 55万円（支払時期：依頼時）

### 第28条（成年後見の申立て）

1. 成年後見・保佐・補助の申立料金は、275,000円/件（支払時期：依頼時）となります。
2. 前項の料金には、出張日当1回分が含まれますが、出張2回目以降は別途、出張日当（5万5000円/回）が発生します。
3. 成年後見申立ての鑑定費用、診断書取得費用等、別途実費が発生することがあります。

### 第29条（相続放棄）

1. 相続放棄の申述手続の代行の利用料金は、以下の金額とする。

計算式：110,000円＋（依頼人数－1人）×55,000円

2. 前項の料金は依頼時に支払うものとする。

### 第30条（遺言、遺産分割協議書、任意後見契約及び死後事務処理委任契約の作成）

遺言、遺産分割協議書、任意後見契約書及び死後事務処理委任契約書等の作成代行に関する利用料金は、以下のとおりとなります。

項目	内容
対応書類	遺言 遺産分割協議書 任意後見契約書 死後事務処理委任契約書
利用料金	275,000円/通。ただし、2通目以降は50%割引となります。
支払時期	依頼時に50%、作成完了時に50%
備考欄	* 公証人手数料等、別途実費が発生することがあります。 * 前項の料金には、出張日当1回分が含まれますが、出張2回目以降は別途、出張日当（5万5000円/回）が発生します。 * 書類の作成期間2か月を超える場合、別途、追加料金（110,000円/月）が発生します。

### 第31条（遺言執行者の就任）

遺言執行者の報酬は、相続財産の価額に応じて、以下のとおりとします。

- |                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| ① 1500万円以下        | 330,000円                |
| ② 1500万円超5000万円以下 | 遺産額の2%（税別）              |
| ③ 5000万円超1億円以下    | 遺産額の1.5%＋250,000円（税別）   |
| ④ 1億円超2億円以下       | 遺産額の1%＋750,000円（税別）     |
| ⑤ 2億円超5億円以下       | 遺産額の0.8%＋1,150,000円（税別） |
| ⑥ 5億円超            | 遺産額の0.5%＋2,250,000円（税別） |

## 第4編 紛争・訴訟の対応

### 第32条（紛争・訴訟対応の利用料金）

紛争・訴訟対応の利用料金は、①請求件数（着手金）、②相手方数（着手金）、③手続及び審級の数（追加着手金）、④出張回数（出張日当）、⑤出廷回数（出廷日当）、⑥解決によって得られた経済的利益（報酬金）に応じて計算します。ただし、お客様と弁護士法人等との合意に従い、時間制報酬（タイムチャージ報酬）を選択することもできます。

計算式：利用料金の合計金額

$$= A（着手金） + B（追加着手金） + C（出張日当） + D（出廷日当） + E（報酬金）$$

	品目	内容	標準料金	支払時期
A	着手金(依頼時着手金)	サービス提供の性質上、サービス処理の成果・結果にかかわらず、依頼時に支払われるべきサービス提供時の対価	275,000円/件。 ただし、請求件数が1件追加される場合、137,500円/件が、相手方数が1件増える場合、137,500円が加算されます。	依頼時
B	追加着手金	追加の手続（例えば、交渉→調停→裁判→強制執行）又は審級（例えば、第1審→控訴審）ごとによって発生する追加の着手金	依頼時着手金の50%	追加の手続及び審級の開始時
C	出張日当	事務所所在地を離れて、移動し、業務遂行を行う場合（現場確認、相手方との交渉、第三者との打ち合わせ等）に要する報酬	55,000円/日	毎年1～6月分を7月までに、7～12月分を翌年1月までに支払う。
D	出廷日当	裁判・調停期日への出席（オンライン又は電話による期日の出席を含む。）による報酬	55,000円/日	毎年1～6月分を7月までに、7～12月分を翌年1月までに支払う。
E	報酬金	サービスの性質上、サービス処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて支払われるべきサービス提供の対価	①経済的利益の額が300万円以下の場合： 経済的利益の16%（税別）	成果発生時

			② 300万円を超え3000万円以下の場合：経済的利益の10%+18万円（税別）  ③ 3000万円を超え3億円以下の場合：経済的利益の6%+138万円（税別）	
--	--	--	--	--

### 第33条（着手金の算定）

1. 請求件数は、請求を理由づける事実（請求原因）ごとに判断します。
2. 相手方数は、請求する、又は請求される相手方の人数（法人、個人を問わない）ごとに判断します。

### 第34条（追加着手金の算定）

追加着手金は、手続（例えば、交渉→調停→裁判）又は審級（第1審→控訴審）ごとに発生します。

### 第35条（報酬金の算定）

1. 報酬金における経済的利益の算定基準は、別紙のとおりとします。ただし、経済的利益の算定が困難な場合、800万円又は弁護士法人等とお客様との間で合意した金額（ただし、最低報酬金は27万5千円）のいずれかとします。
2. 経済的利益にかかわらず、以下の事件では、報酬金を以下のとおりとします。

#### （刑事事件）

- ① 不起訴又は旧略式命令の場合 275,000円/件+示談成立数×5万5千円
- ② 執行猶予の場合 275,000円/件+示談成立数×5万5千円
- ③ 無罪の場合 550,000円/件
- ④ 勾留請求却下又は勾留に対する準抗告が認められた場合 275,000円
- ⑤ 保釈請求が認められた場合 275,000円
- ⑥ 裁判員裁判対象事件の場合 別途協議

#### （告訴・告発）

刑事告訴・刑事告発が受理された場合 275,000円/件

#### （仮差押）

仮差押が認められた場合 275,000円/件

以上

## 経済的利益の算定基準

### (通常案件)

1. 金銭債権は、債権総額（利息および遅延損害金を含む）。
2. 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額。
3. 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額。
4. 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額。
5. 所有権は、対象たる物の時価相当額。
6. 占有権・地上権・永小作権・賃借権および使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額。
7. 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額にその敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権・賃借権および使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。
8. 地役権は、承役地の時価の2分の1の額。
9. 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額。
10. 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権および担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号および前号に準じた額。
11. 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額。
12. 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲または持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産または持分の額。
13. 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲およびその相続分について争いの無い部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額。
14. 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額。
15. 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）。

### (婚姻費用)

婚姻費用における経済的利益の算定は、以下のとおりとします。

- ④ 請求する側：決定した金額×10か月分
- ⑤ 請求される側：減額した金額×20か月分

### (養育費)

養育費における経済的利益の算定は、以下のとおりとします。

- ① 請求する側：決定した金額×12か月分
- ② 請求される側：減額した金額×24か月分

以上